



円高時における下請取引の適正化について

平成22年11月

経済産業省

中小企業庁

1. 円高に対する下請企業の声

取引先のコストダウン要請、海外企業に奪われ受注が取れなくなる恐れ、取引先の海外移転の影響を懸念する声が多い。

現状についての声

- 取引先からのコストダウン要求が昨年末の急激な円高以降強くなっている。
(鋳造)
- 大手メーカーからのコストダウン要請が、川下メーカーに来ている。
(化学・バイオ・医薬品)

今後の影響についての声

- 中国などの部品メーカーに受注を取られることを懸念。
(部品製造)
- 今後、円高の影響が客の部品メーカーや輸出企業に及べば、さらに単価を安くしてくれと言われる。
(メッキ加工)

○下請企業が円高の不当なしわ寄せを受けることがないよう、親事業者との取引の適正化を図ることが必要。

2. 円高時における望ましい企業間取引

円高に伴い、製品の価格競争力が低下し、あるいは、売上・利益が減少する中で、輸出企業による一層のコスト削減の取組が想定される。

コスト削減に当たっては、親事業者と下請事業者が十分に協議を行い、“win-win”の取引関係の構築を目指すことが望ましい。

下請取引におけるコスト削減に向けたベストプラクティス事例としては、以下のようなものが挙げられる。(詳細は「下請適正取引の推進のためのガイドライン」ベストプラクティス集を参照)

【親事業者と下請事業者が協議して取り組んだ事例】

○調達方法の見直し、新工法開発、低コスト設計等について親、下請事業者双方からの提案を通じ原価を低減。成果は両者でシェアしている。(素形材・熱処理、自動車、産業機械・航空機等)

○下請事業者から原価低減提案を募集し、実現可能性のある提案について、下請事業者側と一緒に内容をブラッシュアップしている。採用された案については関係図面等を変更し、原価低減効果を、両者の貢献度を評価し適切にシェアしている。(情報通信機器)

【親事業者が取り組んだ事例】

○原価低減は、品番毎にコスト削減のポテンシャルを評価して合理的な根拠に基づいて交渉し、一律の値下げは行わないよう購買関係者を指導している。(自動車)

○発注元がモデルチェンジする場合等、部品発注打ち切りになる場合は前もって通告があるので、下請事業者側は、それに合わせて部品供給をフェードアウトしていくが、特段事前の連絡がなく大量に確定数量が減少する場合は、直近3ヶ月分程度の在庫は全て発注元が引き取ることとしている。(産業機械・航空機等)

【下請事業者が取り組んだ事例】

○下請ガイドライン、業界要望書、原材料価格推移表の3点セットを根拠に発注側を納得させるよう価格交渉をしている。(自動車)

3. 円高時に注意すべき下請代金法違反事例

下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)では、親事業者による優越的地位の濫用を防止し、下請事業者の利益を保護するため、親事業者の義務と禁止行為を定めている。

下請事業者への一方的な下請単価の引き下げ、受領拒否等は同法違反となるおそれがある。

円高時に想定される違反事例として、以下のような例があげられる。

親事業者の義務

- ・注文書の交付義務
- ・書類作成・保存義務
- ・下請代金の支払期日を定める義務
- ・遅延利息支払義務

親事業者の禁止行為

- 「買ったたき」
- 「下請代金の減額」
- 「支払遅延」
- 「受領拒否」
- 「不当な給付内容の変更」等を禁止。

(例)円高が進む中で、自社製品の国際的な価格競争力を維持するために、下請事業者に外注している部品について、従来の単価から一律一定率引き下げて、一方的に通常より著しく低い単価を定めた。



「買ったたき」に該当(法4条第1項第5号)

親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容(又は役務の提供)に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めること。

(例)円高の進行に伴い、親事業者と下請事業者の間で単価の引下げが合意されたが、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価を遡って適用し、下請業者に支払うべき代金が一方的に差し引かれた。



「下請代金の減額」に該当(法4条第1項第3号)

親事業者が発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すること。

(例)親事業者が外貨建て輸出した完成品の価格が、円ベースで目減りしたため、親事業者から支払われる下請代金の8割は納品から60日以内に支払われたが、残りの2割の支払いは為替相場が安定してからという条件になった。



「支払遅延」に該当(法4条第1項第2号)

親事業者が物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日)から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないこと。

(例) 当初の発注量を納品しようとしたところ、親事業者から「円高の影響で販売不振に陥ったため、発注量の6割しか必要ない」と言われ、4割は受領してもらえなかった。



「受領拒否」に該当(法4条第1項第1号)

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者が下請事業者に責任がないのに受領を拒むこと。

(例) 円高の影響で、親事業者から「外国における販売見込みが大幅に変わったため、これまでの発注はキャンセルしてほしい」との連絡があり、下請事業者が当該発注に対応するためそれまで要した費用を一切負担してくれない。



「不当な給付内容の変更」に該当(法4条第2項第4号)

親事業者が下請事業者に責任がないのに、発注の取消若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。

4. 下請取引適正化に向けた取組

1. 下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用

平成21年度は親事業者39,557社、下請事業者189,764社に書面調査を行い8,720社に書面警告を、1,052社に立入検査等を977社に改善指導を行った。

今年度は約25万社への書面調査を実施予定。

■書面調査件数等の推移

年度 事項	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
書面調査・申告	123,386	130,877	202,153	229,388
申告	13	29	57	67
警告文書発出	4,314	6,954	8,329	8,720
立入検査等	1,038	979	1,117	1,052
改善指導措置	918	903	1,004	977
うち措置請求	1	1	4	2

2. 相談窓口の充実

全国48箇所(本部及び全都道府県)に「下請かけこみ寺」を設置し、相談員や弁護士による無料相談、ADR(裁判外紛争解決手続)を実施。

平成21年度は5,000件超の相談に対応。

■相談の内容

	下請代金法関係	建設業関係	運送業関係 (代金法除く)	その他	合計
平成20年度	894	914	214	1,814	3,836
平成21年度	949	1,466	248	2,479	5,142
平成22年度(4~9月)	399	589	99	968	2,055

3. 親事業者の法令遵守徹底を促進

○下請代金法の違反を未然に防止するため、親事業者を対象とした講習会を実施。

【実務担当者向け】

- 平成21年度の開催実績は、120回(受講者数:14,780名)
- 平成22年度は120回開催予定

(受講者ニーズに合わせて一日コース、半日コースを設け全国各地で開催)

【経営者層向け】

- 平成21年度の開催実績は、47回(受講者数:1,833名)
- 平成22年度は50回開催予定
- このほかに、下請ガイドライン普及講習会との合同開催による「企業コンプライアンスセミナー」を全国5会場で開催(受講者数:1,679名)

○15業種について「下請ガイドライン」を策定し、業種ごとの特性に応じた適正な下請取引のルールを解説するとともに、ベストプラクティスの普及を推進。

本年6月には鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷の4業種で新たに策定。

経済省所管業種 (素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア、広告、建材・住宅設備産業、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷)

国交省所管業種 (建設業、トラック運送業)

総務省所管業種 (放送コンテンツ)

- 平成21年度は業種ごとの説明会を341回開催(受講者数:8,307名)
- 今年度は250回開催予定。

素形材	自動車	産業機械航空機	繊維	情報通信機器	情報サービスソフトウェア	広告	建設業	トラック運送業	建材住宅設備	下請ガイドライン全体	合計
52	30	28	10	10	19	6	109	19	18	40	341

参考：円高の影響に関する緊急ヒアリング（平成22年8月実施）

○ 調査期間：平成22年8月11日～8月24日

○ 対象企業：輸出製造企業を中心に102社（卸・小売等、非製造業を含む）。

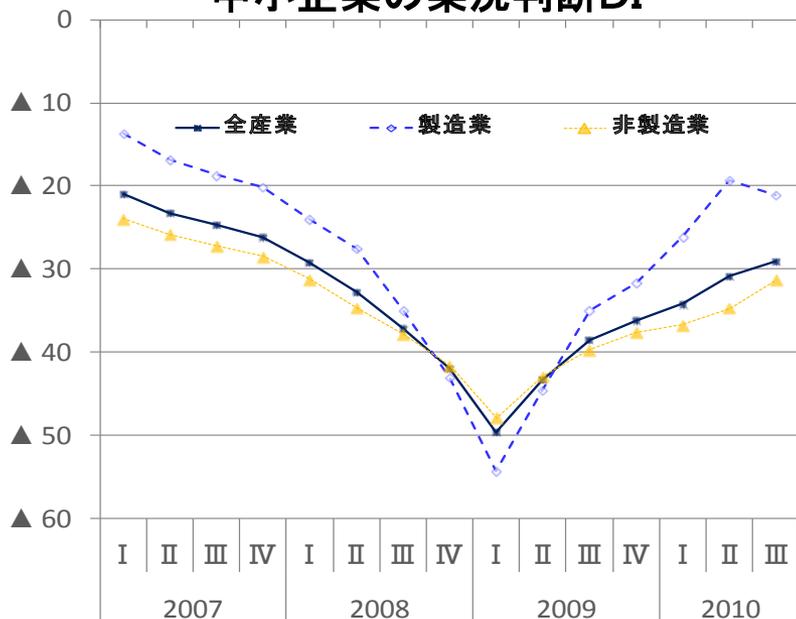
併せて各経済産業局を通じ、下請け企業を含む中小企業98社についても、現場の「生の声」を聴取。

中小企業、下請企業への影響

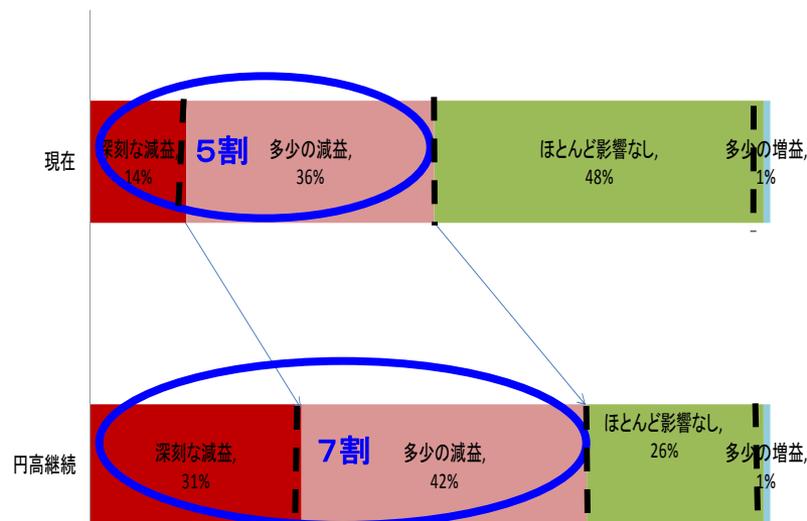
中小企業の収益も圧迫。下請企業への影響が顕著。

1ドル85円水準の円高が継続した場合、中小企業の約7割（下請中小企業の8割強）が「減益」と回答。

中小企業の業況判断DI



円高による中小企業への影響



(回答数：現在85、円高継続78)

このうち下請中小企業のみを対象とすると約8割

出所：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1. 本調査は、全国の商工会・商工会議所の経営指導員、中小企業団体中央会の調査員が四半期ごとに聞き取りにより行っている調査。調査対象企業数は中小企業約1万9千社。うち、従業員20人以下の小規模企業が約8割を占める。

2. 業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。